

医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

2023年4月1日～2023年12月31日までの期間、マイナ保険証を利用しての受診、従来の保険証を利用しての受診、初診時・再診時それぞれの加算点数を下記の表の通りに算定します。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算(月1回に限り)		マイナンバーカード	特例措置
初診	医療情報・システム基盤整備体制充実加算1	利用しない	6点
	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2	利用する	2点
再診	医療情報・システム基盤整備体制充実加算3	利用しない	2点
		利用する	